

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	津市 子ども・子育てに関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

津市は、子ども・子育てに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

津市長

公表日

令和8年9月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	子ども・子育てに関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法等の法律に基づく子ども・子育てに関する、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支援等の事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・申請書や届出書に関する確認 ・入所要件の確認 ・保護者情報の確認 ・利用者負担額及び給食費の算定に必要な各種情報の照会 なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年5月24日号外デジタル庁・総務省令第9号）（以下「第19条8号省令」という。）第2条の表の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた利用特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。
③システムの名称	子ども・子育てシステム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名

子ども・子育て特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表 9及び127の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日号外内閣府・総務省令第5号）第8条、第68条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会の根拠） ○番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び第19条第8号省令第2条の表 ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（特定個人番号利用事務）が「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって第十九条で定めるもの」となっているもの（17の項） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（特定個人番号利用事務）が「子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの」となっているもの（155の項）

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部保育こども園課
②所属長の役職名	保育こども園課長

6. 他の評価実施機関

津市教育委員会事務局学校教育部学校教育課

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	津市 総務部総務課 文書・公開担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号 電話 059-229-3276
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	津市 健康福祉部保育こども園課 保育運営担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号 電話 059-229-3167
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、保育所等事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄		
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	子ども・子育てでシステムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認していることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に利用されるリスクへの対策を講じている。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	I－8(問い合わせ連絡先)	子育て推進課 子育て推進担当 電話 059-229-3390	子育て推進課 保育担当 電話 059-229-3167	事後	
令和1年5月31日	II－1(いつ時点の計数か)	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月31日	II－2(いつ時点の計数か)	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月31日	IV(リスク対策)	なし	リスク対策を追加	事後	新様式に対応
令和1年8月30日	I－1. ②(事務の概要)	・利用者負担額算定に必要な各種情報の照会	・利用者負担額及び給食費の算定に必要な各種情報の照会	事前	
令和2年5月29日	II－1(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年5月29日	II－2(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年3月26日	I－4. ②(法令上の根拠)	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日号外内閣府・総務省令第7号)・第10条の3、第59条の2	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日号外内閣府・総務省令第7号)・第10条の3、第59条の2の2	事後	
令和3年3月26日	II－1(いつ時点の計数か)	令和2年4月1日時点	令和2年11月1日時点	事後	
令和3年3月26日	II－2(いつ時点の計数か)	令和2年4月1日時点	令和2年11月1日時点	事後	
令和4年5月30日	I－1. ②(事務の概要)	番号法第19条第7号の規定	番号法第19条第8号の規定	事後	
令和4年5月30日	I－4. ②(法令上の根拠)	○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和4年5月30日	II－1(いつ時点の計数か)	令和2年11月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年5月30日	II－2(いつ時点の計数か)	令和2年11月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年5月30日	II－1(いつ時点の計数か)	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年5月30日	II－2(いつ時点の計数か)	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年5月24日	I－5. ①部署	子育て推進課	保育こども園課	事後	
令和6年5月24日	I－5. ②所属長の役職名	子育て推進課長	保育こども園課長	事後	
令和6年5月24日	I－8(問い合わせ連絡先)	子育て推進課 保育担当	保育こども園課 保育運営担当	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月24日	Ⅱ－1(いつ時点の計数か)	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年5月24日	Ⅱ－2(いつ時点の計数か)	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年6月23日	I－1. ②(事務の概要)	(略) なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する必要がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	(略) なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日号外デジタル庁・総務省令第9号)(以下「第19条8号省令」という。)第2条の表の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた利用特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する必要がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行	事後	
令和7年6月23日	I－3(個人番号の利用)	1. 番号法第9条第1項及び別表第一8及び94の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日号外内閣府・総務省令第5号)第8条、第68条	1. 番号法第9条第1項及び別表9及び127の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日号外内閣府・総務省令第5号)第8条、第68条	事後	
令和7年6月23日	I－4. ②(法令上の根拠)	(情報照会の根拠) ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務」となっているもの(13の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務」となっているもの(116の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日号外内閣府・総務省令第7号)・第10条の3、第59条の2の2	(情報照会の根拠) ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び第19条第8号省令第2条の表 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人情報利用事務)が「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって第十九条で定めるもの」となっているもの(17の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人情報利用事務)が「子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの」となっているもの(155の項)	事後	
令和7年6月23日	I－6(他の評価実施機関)	津市教育委員会事務局学校教育課	津市教育委員会事務局学校教育部学校教育課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月23日	Ⅱ－１(いつ時点の計数か)	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年6月23日	Ⅱ－２(いつ時点の計数か)	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年6月23日	Ⅳ－８(人手を介在させる作業)	なし	人手を介在させる作業を追加	事後	新様式に対応
令和7年6月23日	Ⅳ－９(監査)	Ⅳ－８(監査)	Ⅳ－９(監査)	事後	新様式に対応
令和7年6月23日	Ⅳ－１０(従業者に対する教育・啓発)	Ⅳ－９(従業者に対する教育・啓発)	Ⅳ－１０(従業者に対する教育・啓発)	事後	新様式に対応
令和7年6月23日	Ⅳ－１１(最も優先度が高いと考えられる対策)	なし	最も優先度が高いと考えられる対策を追加	事後	新様式に対応
令和8年9月4日	Ⅰ－４．②(法令上の根拠)	(情報照会の根拠) ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び第19条第8号省令第2条の表 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人情報利用事務)が「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって第十九条で定めるもの」となっているもの(17の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人情報利用事務)が「子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの」となっているもの(155の項)	(情報照会の根拠) ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び第19条第8号省令第2条の表 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)が「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって第十九条で定めるもの」となっているもの(17の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)が「子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの」となっているもの(155の項)	事後	
令和8年9月4日	Ⅱ－１(いつ時点の計数か)	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	
令和8年9月4日	Ⅱ－２(いつ時点の計数か)	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	